平成２５年（フ）第４５号
岩手県北上市相去町松の木29番地３
債務者　金田　　亮
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第７１号
宮城県栗原市築館字築館蟹沢241番地２
債務者　高橋　　潤
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
宮城県大崎市古川福浦１丁目15番14号　県営古川福浦住宅５号、従前の住所宮城県大崎市古川北町４丁目７番10号　トーヨーハイツ北町Ⅱ106号
債務者　平井　友紀（旧姓遠藤）
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
徳島県吉野川市山川町住吉97番地４
債務者　森本ゆかり
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１８号
徳島県徳島市加茂名町西名東山50番地の218
債務者　橋本　仁美
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３８号
徳島県板野郡松茂町広島字中ハリ２番地１　サンナカニシビル307号室
債務者　巴山浩こと　趙　　鏞京
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５０号
徳島県徳島市国府町府中86番地の１　レジェンド国府401、旧住所徳島県海部郡牟岐町大字灘字大牟岐田66番地18
債務者　谷中ゆかり
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５４号
徳島県徳島市昭和町８丁目51番地の１　県営住宅２棟234号室
債務者　上田　敏江
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５５号
徳島県板野郡上板町神宅字西金屋18番地　神宅団地４号棟２号室
債務者　大下　希望
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６１号
徳島県徳島市金沢２丁目１番63―302号　レジェンド金沢、旧住所徳島県徳島市住吉３丁目７番５号
債務者　星山　勝也
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６２号
徳島県徳島市金沢２丁目１番63―302号　レジェンド金沢、旧住所徳島県徳島市住吉３丁目７番５号
債務者　星山　理恵
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６７号
徳島県徳島市中島田町３丁目79番地の４　市営３―203
債務者　椎野　一子
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３９号
千葉県松戸市新松戸７丁目401番地の２　ドミールセブン101号
債務者　及川幸一郎
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３４０号
千葉県松戸市新松戸７丁目401番地の２　ドミールセブン101号
債務者　及川　妙子
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３４１号
千葉県松戸市新松戸７丁目401番地の２　ドミールセブン101号
債務者　及川　義光
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３５５号
千葉県柏市南増尾７丁目４番20号　コーポ北稜Ａ―203号
債務者　佐々木　勇
１　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３７４号
千葉県柏市若柴５番地３　ロイヤルガーデン若柴Ｄ―101号
債務者　小川　　瞳（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部